

使用済燃料中間貯蔵事業に関する 現状について



令和3年9月28日
むつ市企画政策部

1. RFS社からの事業開始時期に関する報告（R3.7.21）について

RFS社報告内容

- ✓ 現在、原子力規制委員会において、使用済燃料中間貯蔵施設の設工認（設計及び工事の計画の変更認可）の審査中であるが、認可取得にあたり、これまでの審査の長期化、追加工事の発生等を加味し、工事工程に関する記載を変更する必要がある。
- ✓ 具体的には、取得済の事業変更許可の許可内容を踏まえ、新たに「仮想的大規模津波襲来後の保安活動を織り込んだ保安規定の審査」及びそれに伴う「軽油貯蔵タンク（地下式）等の工事」が必要となったことによる工事工程の見直しであり、暫定的な事業開始時期の見込みについても「2021年度」から「2023年度」へ変更する。
- ✓ また、具体的な事業開始時期の目標は、事業開始段階の保安規定の変更認可の見通しが得られた段階で見極めることとしたい。

<これまでの説明からの変更点>

	変更前		変更後
○暫定的な事業開始時期の見込み	2021年度	→	2023年度
○事業開始時期の見極め時期	設工認の認可後	→	保安規定の変更認可の見通しが得られた時点



市のコメント

- ✓ 工事計画上とはいえ事業開始が2年延期となったことは、**市の新税や行財政計画へ多大な影響を与えることを認識してもらいたい。**
- ✓ 事業開始に向けては、安全を第一に審査に取り組み、**早期に事業開始時期を見極め、地域に示せるよう全社を挙げて取り組んでいただきたい。**

2. RFS社からの設工認審査に関する報告（R3.8.23）について

- 設工認については、工期の長い安全対策工事への着手を少しでも早める観点から、2分割して申請。


1回目の主な工事内容 (R3.2.26申請→R3.8.20認可)

項目	目的	主な内容
軽油貯蔵タンク新設	外部電源喪失、仮想的大規模津波襲来において、施設の安全が確保されていることを監視するためには、電源供給が必要。継続した電源確保のために軽油タンクを新設	<ul style="list-style-type: none"> 津波襲来時であっても機能するために、津波が襲来しない高台に設置。 竜巻や火災の影響を考慮して、地下式を採用。 3基
電源車新設	外部電源喪失、仮想的大規模津波襲来において、施設の安全が確保されていることを監視するためには、電源供給が必要。電源車の点検等があっても電源確保するため、新設	<ul style="list-style-type: none"> すでに設置済の電源車に加えて、1台新設
高台電源整備	仮想的大規模津波襲来時に必要な機材保管等のために高台への電源供給ラインの新設	<ul style="list-style-type: none"> 受変電建屋より、高台へのケーブル敷設

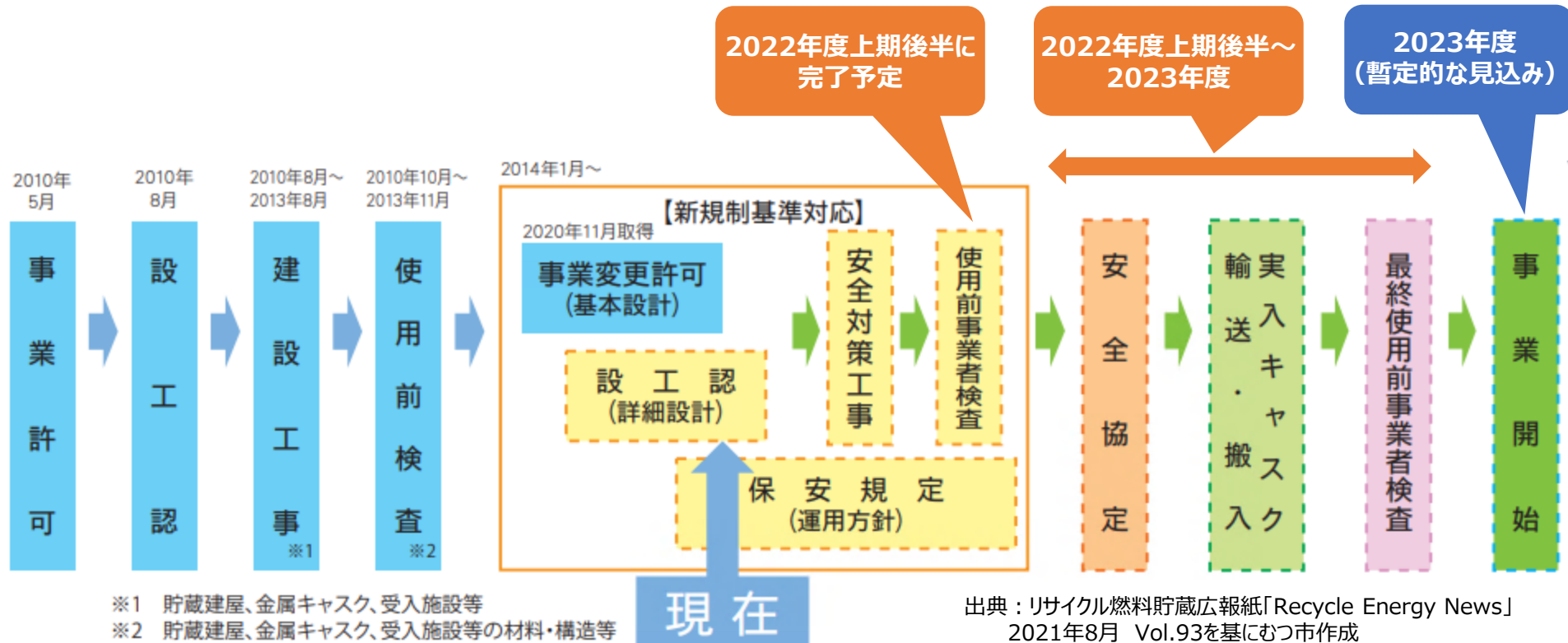
2回目の主な工事内容 (準備が整い次第申請予定)

項目	目的	主な内容
受入れ区域天井クレーン耐震補強	地震発生時、受入れ区域の天井クレーンが金属キャスクに落下しないよう補強	<ul style="list-style-type: none"> 天井クレーン落下防止の補強

※工事内容については、今後の審査の状況により、追加・変更が予想される。

 工事終了時期の現時点での見通しは、1回目、2回目を含め、2022年上期後半の予定。（設工認申請時期や検討進捗により変更となる可能性あり）

3. RFS社の報告に基づく事業開始までの流れの整理について



- ✓ 2023年度の事業開始については、RFS社が原子力規制委員会に届出をしている工事計画上の暫定的な見込み。
- ✓ 具体的な事業開始時期の目標は、事業開始段階の保安規定の変更認可の見通しが得られた段階で、市に検証可能な形で示し見極めることとしている。